

## 尼崎市教育委員会 3月定例会 議事録

### 1 開会及び閉会の日時

令和3年3月22日 午後3時38分～午後6時17分

### 2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教 育 長	松 本 眞
	教育長職務代理者	磯 田 雅 司
	委 員	仲 島 正 教
	委 員	徳 山 育 弘
	委 員	太 田 垣 亘 世

### 3 出席した事務局職員等

教 育 次 長	白 畑 優
管 理 部 長	梅 山 耕 一 郎
学 校 教 育 部 長	東 政 信
学 校 教 育 部 次 長	宮 原 久 弥
事 務 局 参 与	北 垣 裕 之
社 会 教 育 部 長	安 田 博 之
企 画 管 理 課 長	中 島 章 仁
職 員 課 長	中 道 隆 広
幼稚園・高校企画推進担当課長	今 井 八 州 男
学 び 支 援 課 長	桐 山 勉
歴 史 博 物 館 長	伊 元 俊 幸
中 央 図 書 館 長	安 福 眞 理 子

### 日程第1 議事録の承認

### 日程第2 議事

- (1) 議案第18号 尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第19号 尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第20号 尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則の一部を改正する規則について
- (4) 議案第21号 尼崎市教育委員会事務局事務処理規程の一部を改正する訓令について
- (5) 議案第22号 尼崎市教育委員会事業所処務規程の一部を改正する訓令について
- (6) 議案第23号 尼崎市教育委員会電子計算機処理に係るデータ保護管理規程を廃止する訓令について
- (7) 議案第24号 尼崎市教育委員会事務局文書規程の一部を改正する訓令について
- (8) 議案第25号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について
- (9) 議案第26号 尼崎市指定文化財の指定について
- (10) 議案第27号 職員の人事について
- (11) 議案第28号 職員の人事について
- (12) 議案第29号 職員の人事について

### 日程第3 協議・報告

- (1) あまっ子体力向上プランについて
- (2) 尼崎市立図書館基本的運営方針の策定について

#### 日程第4 教育長の報告と委員協議

午後3時38分、教育長は開会を宣した。

松本教育長           本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。  
                          日程第2「議事」の「議案第25号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について」は、個人情報にまで踏み込んで審議することとなりますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員            異議なし

松本教育長            異議なしと認めます。よって、「議案第5号」は、会議規則第6条の2第1項第2号に該当するため、公開しないことと決しました。また、日程第2「議事」の議案第27号及び第28号、第29号の「職員の人事について」は、会議規則第6条の2第1項第1号、すなわち『教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員            異議なし

松本教育長            異議なしと認めます。よって、「議案第27号」及び「議案第28号」、「議案第29号」は、会議規則第6条の2第1項第1号に該当するため、公開しないことと決しました。なお、公開しないことと決しました案件については、日程第4の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。それでは、これより日程に入ります。まず、日程第1の「議事録の承認」についてでございます。2月定例会及び臨時会の議事録につきましては、先般、事務局より送付しておりますとおりです。内容に質疑等がありますでしょうか。

松本教育長            質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。2月定例会及び臨時会の議事録を、承認することに異議ございませんか。

教育委員            異議なし

松本教育長            異議なしと認めます。よって、2月定例会及び臨時会の議事録を、承認することいたします。次に、日程第2「議事」の「議案第18号 尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。安福中央図書館長。

中央図書館長        中央図書館長でございます。お手元の資料、23ページをお開き願います。それでは、議案第18号「尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改

正する規則について」ご説明申し上げます。本件は、図書館運営を適正かつ円滑に行うため、また、配本所の配置について変更する必要があるため、本議案を提出し、ご審議をお願い申し上げます。主な改正箇所は3点でございます。資料26ページの新旧対照表をご覧ください。まず1つ目に、第2条第2号のエに規定している「特別整理期間」について、「5月上旬から6月末日まで」と定めておりますが、実施時期の制約をなくし、より弾力的に運用できるよう改正を行うものでございます。2つ目に、第17条の2に図書館資料の長期延滞者に対する貸出停止措置に関する規定を制定するものでございます。3つ目に、配本所について規定した別表中、「大庄南生涯学習プラザ」を「大庄北生涯学習プラザ」に改正するとともに、開館日及び貸出時間を新たに定め、「園田東生涯学習プラザ」を削除するものでございます。また、今回の改正に合わせて、その他の文言の修正も行っております。なお、施行日は令和3年4月1日を予定いたしております。簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

松本教育長 大庄南生涯学習プラザと園田東生涯学習プラザを削除して、大庄北生涯学習プラザを追加するとあるが、大庄南生涯学習プラザの配本所の機能はなくなるのか。

中央図書館長 現在の大庄南生涯学習プラザは、3月末日まで配本所として活用しておりますが、今後1年間、改修工事を行うことから、臨時的な配本所として大庄北生涯学習プラザに移転するものです。大庄南生涯学習プラザの改修工事が完了後、再度、大庄南生涯学習プラザを配本所として利用してまいります。

礪田委員 園田東生涯学習プラザも同様の理由か。

中央図書館長 園田東生涯学習プラザは、3月31日をもって移転しますが、移転先が、園田西生涯学習プラザと500m程しか離れておりませんので、移転先に配本所を作る予定はございません。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第18号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第18号」は原案のとおり可決いたしました。次に、「議案第19号 尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則について」及び「議案第20号 尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則の一部を改正する規則について」、「議案第21号 尼崎市教育委員会事務局事務処理規程の一部を改

正する訓令について」、「議案第22号 尼崎市教育委員会事業所処務規程の一部を改正する訓令について」は、内容が一連のものであるため、一括して審議します。提案理由の説明を求めます。中道職員課長。

職員課長

職員課長でございます。それでは、議案第19号から第22号までにつきまして、一括してご説明申し上げます。2月の臨時会でご説明いたしましたとおり、現行の学校教育委員会学校 ICT 推進担当を教員の研修や情報教育を所管する教育総合センターに移管し、令和3年度から学校 ICT 推進課として設置する組織改正を行います。そのことに伴いまして、事務分掌や事務処理に関する規定の変更をはじめとした各種規則、規程の改正を行う必要が生じますことから、それら関係規則等の改正につきまして、あわせてご説明し、一括してご審議をお願いするものでございます。始めに、議案第19号「尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則について」及び議案第20号「尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則の一部を改正する規則について」、ご説明申し上げます。これらの規則は、教育委員会事務局と教育委員会の事業所の内部組織の事務分掌などを定めたものでございますが、今般の組織改正等に伴う文言整理を行う必要を認めましたことから、規則改正を行うものでございます。お手元の資料の41ページをお開きください。教育委員会事務局事務分掌規則に係ります新旧対照表を記載しております。下線を引いている部分が改正部分となります。まず、第3条の2の第7項ですが、現在、この規定の適用を受ける職員もなく、今後もその見込みがないため、市長事務局において削除することとなりましたので、あわせて整理するものです。また、次のページ、42ページの中ほど、第5条の2の第1項及び第2項も関連した改正となります。前のページ、41ページに戻りまして、第4条は、各課の分掌事務の規定となります。主として、今回の組織改正に伴う分掌事務の整理を行っておりますが、主なものをご説明いたします。そのページの中ほど、学校企画課「(7) 教育情報システムに関すること」を削除し、新たに設置する学校 ICT 推進課に移管します。その下、学校教育課では、ICT を活用した学習活動を推進するため、「(7) ICT を活用した学習方法の調査及び研究に関すること」を追加します。そのページの下の方、学校給食課ですが、給食費公会計化に伴い、「(4) 学校給食用物資に関すること」や「(5) 学校給食に係る給食費等の徴収及び滞納整理に関すること」を新たにに加え、「(5) 学校給食協会その他の学校給食関係団体に関すること」を削除するなど、分掌の整理を行います。続きまして、議案第20号の事業所事務分掌規則の改正です。お手元の資料の51ページをお開きください。まず、第3条の表において、教育総合センターに学校 ICT 推進課を追加します。次に、そのページの中ほど、第5条、調査研究や研修といった事務を所管する学び支援課に、「(11) デジタル学習教材の収集及び研究に関すること」や「(12) ICT を活用した研修計画に関すること」を追加します。また、その下、ICT 活用の中心的な役割を担う学校 ICT 推進課につきまして、「(1) 教育情報システムに関すること」をはじめ、「(2) コンピュータ・ネットワーク等の環境整備及び活用業務の総合調整に関すること」、「(3) 学習用の ICT 機器に関すること」、「(4) ICT を活用した学習基盤の整備に関すること」、「(5) 教育情報セキュリティポリシーに関すること」を規定し、事務分掌を明確にするとともに、推進体制を構築いたします。次に、議案第21号の尼崎市教育委員会事務局事務処理規程ですが、事務

分掌規則の改正を受け、変更のあった分掌事務や新設された課の事務に係る専決権者を定めるとともに、市長事務部局にあわせた規定の整理を行うものです。主な改正内容ですが、56ページの下の方、別表第2 個別専決事項表の学校教育部学校給食課に関する事項について、給食費公会計化に伴い、次ページ3 学校給食用物資を購入すること、4 学校給食費の滞納処分を行うことの規定を追加するなど、改正を行います。お手元の資料の72ページをお開きください。次に議案第22号の尼崎市教育委員会事業所処務規程ですが、先ほどの事業所事務分掌規則に学校 ICT 推進課を追加したことに伴い、別表第2の個別専決事項表に専決権者を定める規定を加えるとともに、市長事務部局にあわせた規定の整理を行うものです。最後になりましたが、これらの規則等の施行日は令和3年4月1日としております。簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 教育委員会事務局事務分掌規則の第3条の2第7項の削除の理由を再度教えてください。

職員課長 教育委員会事務局事務分掌規則第3条の2第6項の規定で補えることから、市長事務部局の規則でも削除することになったため、教育委員会事務局においても同様に削除するものです。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第19号」及び「議案第20号」、「議案第21号」、「議案第22号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第19号」及び「議案第20号」、「議案第21号」、「議案第22号」は原案のとおり可決いたしました。次に、「議案第23号 尼崎市教育委員会電子計算機処理に係るデータ保護管理規程を廃止する訓令について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。中島企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。それでは、議案第23号「尼崎市教育委員会電子計算機処理に係るデータ保護管理規程を廃止する訓令について」ご説明いたします。お手元の資料の78ページをお開き願います。議案説明資料に沿ってご説明させていただきます。まず、「1 理由」としまして、GIGA スクール構想による教育 ICT 環境整備として尼崎市立学校へ一人1台端末が配備されることに合わせて、現在、データの取扱いなどについて定めております「尼崎市教育委員会電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」より、セキュリティレベルを向上させた「尼崎市教育情報セキュリティ

対策基準」を策定し適用することに伴い、その内容が当該規程を網羅することから、当該規程の廃止を行うものでございます。記載はしておりませんが、これまでの経緯につきまして、簡潔に申し上げますと、市長部局ではマイナンバー制度導入を機に情報セキュリティについて、より厳格な対応が必要とされたことから、平成31年4月1日から適用する「尼崎市情報セキュリティ基本方針」及び「尼崎市情報セキュリティ対策基準」を策定し、施行しております。これに伴い、「尼崎市電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」の廃止を行いました。一方、教育委員会事務局では、学校現場において、職員のほか児童生徒が利用する AMA-NET を活用していることから、「尼崎市情報セキュリティ対策基準」等をそのまま適用させることが困難であったため、教育委員会で独自に管理する学校・幼稚園を対象としたネットワークや情報資産については、適用外とされておりました。このため、「尼崎市情報セキュリティ対策基準」等に対応するものとして、教育情報のセキュリティポリシーを早急に作成することとし、それまでの間、所要の改正を行った「尼崎市教育委員会電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」を暫定的に残して適用することとしておりました。以上の経緯は、平成31年4月22日の教育委員会定例会ですすでにご審議いただいた内容でございます。そして、この度の GIGA スクール構想による教育 ICT 環境整備として、尼崎市立学校への一人1台端末が配備されることに伴い、「尼崎市教育情報セキュリティ対策基準」を新たに策定し、運用していくことにしたものでございます。今後、「尼崎市教育情報セキュリティ対策基準」を適用していくにあたり、その内容が現行の「尼崎市教育委員会電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」の内容を十分にカバーできるため、当該規程の廃止を行うものでございます。補足説明が少し長くなりました。次に、「2 内容」でございます。今しがた申し上げましたとおり「尼崎市教育委員会電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」を廃止するものでございます。最後に、「3 施行日」でございます。「尼崎市教育情報セキュリティ対策基準」を令和3年4月1日から適用することに伴い、同日、「尼崎市教育委員会電子計算機処理に係るデータ保護管理規程を廃止する訓令」を施行いたします。以上で、議案第23号「尼崎市教育委員会電子計算機処理に係るデータ保護管理規程を廃止する訓令について」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

松本教育長 例えば、給食費の公会計化に伴い学校給食課にサーバーが置かれているが、それは市全体のセキュリティ対策基準に適用され、今回の対策基準は学校だけを対象にしている理解でよかったですか。

企画管理課長 仰る通りです。

松本教育長 現場に、情報の取り扱いを定めた手引きのようなものが必要となると思うが、現在どのような状況か。

企画管理課職員 現在、作成中でございます。

松本教育長           今回、端末が配布されることに伴い、先生個人にメールアドレスが付与されることになるのか。それとも元々付与されていたのか。

学び支援課長       元々メールアドレスは付与されていました。端末が配布されると、Google のアカウントが与えられることから、新たなメールアドレスが付与されます。

松本教育長           メールアドレスの運用方法やルールは、今後、議論すべきと思います。

松本教育長           他に質疑はございませんか。

松本教育長           質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第 23 号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員           異議なし

松本教育長           異議なしと認めます。よって、「議案第 23 号」は原案のとおり可決いたしました。次に、「議案第 24 号  尼崎市教育委員会事務局文書規程の一部を改正する訓令について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。中島企画管理課長。

企画管理課長       企画管理課長でございます。それでは、議案第 24 号「尼崎市教育委員会事務局文書規程の一部を改正する訓令について」ご説明いたします。お手元の資料の 136 ページをお開き願います。議案説明資料に沿ってご説明させていただきます。まず、「1 改正理由」としまして、行政の適正かつ効率的な運営と現在及び将来の国民に説明する責務の全うを目的に平成 23 年に公文書管理法が施行され、本市でも令和 4 年 4 月施行を目途に、（仮称）尼崎市公文書管理条例の制定に向けた取組を進めているところです。当該取組により、本市の公文書管理制度及びこれに伴う実務見直しが生じることから、所要の整備を行うものでございます。次に、「2 改正内容」でございます。現在文書管理に関する事務を主管するのは、情報公開担当課長であり、「総務局情報政策課長」を「文書管理に関する事務を主管する者で総務局課長の職にあるもの」に改めます。次に、行政文書の作成にあたっては、現在および将来の市民に対して、説明責任を果たす観点から、重要な意思決定を行う文書については、決定事項を記載した決裁文書のみならず、その決定に至る過程を記録した文書を作成するものとして、職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程及び事務事業の実績を跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書管理課長が別に定める文書について、文書を作成しなければならない規定を加えるものです。また、第 39 条の印章公印（尼崎市教育委員会公印規則ですが、平成 29 年に改正されているため修正するものです。最後に、「3  施行日」は令和 3 年 4 月 1 日です。以上で、議案第 24 号「尼崎市教育委員会事務局文書規程の一部を改正する訓令について」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

松本教育長 本規程は、教育委員会事務局の規程となるが、学校はどうか。

企画管理課職員 学校につきましては、尼崎市立学校文書規程がございます。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第24号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第24号」は原案のとおり可決いたしました。次に、「議案第26号 尼崎市指定文化財の指定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。伊元歴史博物館長。

歴史博物館長 歴史博物館長でございます。お手元の資料186ページ、議26をお願いします。それでは、議案第26号「尼崎市指定文化財の指定について」ご説明申し上げます。令和2年度の尼崎市指定文化財の指定につきましては、尼崎市文化財保護条例第14条第2項の規定に基づき、令和2年11月27日付にて、尼崎市文化財保護審議会に諮問いたしておりましたが、去る3月10日に同審議会より答申をいただきましたので、同条例第5条第1項の規定に基づき、答申がありました指定候補物件を尼崎市指定文化財として指定することにつきまして、ご審議いただくものでございます。それでは、指定候補物件についてご説明させていただきます。指定候補物件2件は、いずれも指定の種別は、尼崎市指定有形文化財でございます。1件目の指定番号は、「第56号」、名称は、「武庫庄遺跡出土大型掘立柱建物柱根」、員数は、「8本」、構造及び形式は、「木製品 3号柱根 径45cm 高さ72cm 計測年輪数617 年輪年代B. C. 245 辺材有 伐採年B. C. 168 他」、所有者の氏名は、「尼崎市」、所有者の住所及び所在の場所は、「尼崎市南城内10番地の2 尼崎市立歴史博物館」でございます。2件目の指定番号は、「第57号」、名称は、「豊臣秀吉朱印状（堀田三左衛門尉宛）」、員数は、「1幅」、構造及び形式は、掛幅装 縦29.0cm 横48.3cm、所有者の氏名、住所及び所在の場所は、1件目と同じです。それでは、187ページからの議案第26号説明資料、「令和2年度尼崎市指定文化財の指定について」に沿ってご説明させていただきます。1件目の『武庫庄遺跡出土大型掘立柱建物柱根』は、尼崎市武庫之荘本町2丁目から武庫之荘7丁目にかけて所在する、弥生時代中期を中心とする集落遺跡の武庫庄遺跡から出土しました、8本の大型掘立柱建物柱根です。この柱根は、平成8年に実施しました第36次調査で見つかりました。弥生時代の掘立柱建物の中で日本最大級のものと考えられます。建物の大きさは梁行1間8.5m、桁行4間以上10.0m以上で集落の中心的な建物と考えられます。柱穴から見つか

った柱根は、8本で、材質はヒノキです。弥生時代の実年代を推し測るため、この中の比較的遺存状態の良好な柱根5本に年輪年代法による年代測定を実施しました。その結果、輪切りにしました3号柱根には辺材部が一部残存していることがわかりました。辺材部の失われた年輪は77層分であることが推定され、この結果から、3号柱根は紀元前245年に77年分を加算した、紀元前168年が伐採年代として導き出されました。これまで弥生時代中期は紀元前1世紀に始まると考えられていた実年代観から約100年さかのぼる結果が導き出され、学界に大きな波紋を投げ掛け、弥生時代の実年代を考える上で重要な資料となっております。なお、計測年輪数・年輪年代・伐採年は同ページの法量等の表に、大型掘立柱建物全景や各柱根の画像等は、次の189ページから192ページに掲載のとおりでございます。続きまして、2件目「豊臣秀吉朱印状（堀田三左衛門尉宛）」は、天正14年10月4日付けで豊臣秀吉が撰津国川辺郡富田村の430石の地を堀田三左衛門尉に与えることを伝えた朱印状です。平成8年に尼崎市が歴史博物館資料として取得する以前の伝来は不明です。『豊臣秀吉文書目録』には未収録ですが、『兵庫県史史料編 中世九・古代補遺』に尼崎市教育委員会所蔵文書として収録されており、豊臣秀吉の発給文書を集成して刊行中の『豊臣秀吉文書集』第3巻には1978号文書として収録されております。当初の形状は折紙です。料紙は檀紙で、大きさは後年の秀吉の朱印状より小ぶりであります。掛幅装に仕立てられた際と推定されますが、袖と天地が若干切除されているものの、他に欠損箇所はなく、全体的な保存状態は良好であります。富田村は尼崎市北東部の東園田町1～2丁目付近に所在した村であります。これまでは慶長10年の「慶長十年撰津国絵図」が初見の文献資料とされてきましたが、それより年代が遡るものであります。堀田三左衛門尉は豊臣秀吉に馬廻として仕え、文禄元年の朝鮮出兵では前線基地の肥前名護屋城に在陣していることがわかっておりますが、実名や系譜、生没年は不詳であります。なお、「赤見分」とあることから富田村は赤見氏領となっていたとみられます。「服部系図」に秀吉に仕えた「赤見豊重」という人物の名前が見られることから、同氏かその一族が領していた可能性も考えられます。なお、195ページの上に候補物件、下に釈文・読み下し文、その他資料については196ページから198ページに掲載のとおりでございます。以上のとおり、これら2件を尼崎市指定文化財として指定するにふさわしい物件として、このたび答申をいただきましたことから、指定候補物件とさせていただきます。なお、参考資料としまして、199ページから202ページに現在の尼崎市指定文化財の一覧表、203ページから206ページに文化財保護審議会からの答申書の写しを添付しておりますので、あわせてご清覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

太田垣委員 指定文化財に指定されることで、市にとって経済的なメリットとデメリットを教えてください。

歴史博物館長 文化財を失うことにならないよう、保護し、保存及び活用することが制度の趣旨と

なります。費用面では、文化財の補修が生じた場合は、生じることになります。歴史的価値が生じることから観光面に資することになるかと思えます。

仲島委員 朱印状は豊臣秀吉が書いていないのでしたよね。

歴史博物館職員 領地を与えとか公的な文書は、右筆という専門の筆記者が書きますので、直筆ではございません。

松本教育長 辺材部が一部残存していて、辺材幅から約100年さかのぼる結果が報告されたところがあるが、再度説明をお願いします。

歴史博物館職員 写真を見ていただいても分かりますように、木がどの部分か分からない中で、年輪年代法による年代測定をする専門家から、柱根を割らないかと提案がありました。輪切りにしました3号柱根から、辺材部が一部残存しており、ヒノキの辺材幅は平均約3cmであることから、3号柱根の失われた辺材は617層分の平均年輪幅0.39mmを鑑み、77層分が失われていることが分かりました。この結果から、3号柱根は紀元前245年に77年分を加算した、紀元前168年が伐採年代として導き出されました。これまで弥生時代中期は紀元前1世紀に始まると考えられていましたが、実年代観から約100年さかのぼる結果が報告されました。

松本教育長 堀田三左衛門尉は、どのようなランクの方か。

歴史博物館職員 役職的には低く、何万石の領地を持つ大名ではなく、馬廻組として秀吉の側近に仕え、合戦の時には伝令などの役割をしたと考えられております。

松本教育長 現在は、市長名以外でも指示を出す文書は多くありますが、当時は、政府が指示を出す文書は、全て秀吉名で発出されるのか。

歴史博物館職員 今日ほど行政機関が発達している訳ではございませんので、主な指示、命令は秀吉名で出されていることが多いと思われます。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第26号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第26号」は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第3「協議・報告」の「あまっ子体力向上プランについて」を議題とします。説明を求めます。北垣教育委員会事務局参与。

教育委員会事務局子どもの体力向上参与でございます。「あまっ子体力向上プラン」令和3年度版の報告をさせていただきます。本プランの作成につきましては、尼崎市教育振興基本計画の第2部各論の義務教育小学校・中学校に「あまっ子体力向上プラン」を策定すると明記されました事を受けて作成しました。令和2年度につきましては、コロナ禍の中、体力向上に向けた様々な事業が予定通りに実施できませんでした。また、現場の先生方を集める事もままならない中でしたが、尼崎市の子どもの体力向上に向けての取り組みを各学校独自に展開してもらった事と市教委が進めていることを合体させ、まずは、令和3年度版として進めていきたいと考えています。プランの説明に入らせていただきます。1ページに目次を載せております。2ページをご覧ください。本プランの概要版です。目的；『学校・家庭・地域・行政が連携協力して、小・中学生の体力向上に取り組み「自己肯定感の醸成と困難な課題に対しても積極的にチャレンジできる力の育成」と「生涯にわたり豊かなスポーツライフを継続していこうとする資質能力の育成」をめざします。』としております。その下に「尼崎市の現状」を記入、その「改善に向けて」の取組として「教科体育の充実」「家庭・地域との連携」「体育授業以外の継続的な取り組み」を記入し、それぞれの取り組みを実施します。その下に「評価指標」として①運動意欲の向上②運動機会の向上③新体力テストの数値の向上を載せております。小中学生の体力向上については、ただ単に新体力テストの数値を上げるのではありません。運動が好きでない子どもたち・苦手な子どもたちに焦点を当て、学校としての組織的・継続的な取り組みの実施や、小中学校の体育の連携や学校教育と社会教育との連携をこれまで以上に進めて、環境を整備し運動する機会を増やし運動の日常化を目指す事で、「運動意欲・機会の向上」をさせ、新体力テストの数値が向上してくと言う考えで様々な取り組みを実施していきます。3ページに「基本方針」を書いております。参考資料1 1ページから13ページのデータを基にした尼崎市の体力分析を行いました。どのテストにおいても兵庫県の平均値を下回っている現状があります。3ページにお戻りください。ただ単に全体の新体力テストの結果の向上、つまり運動能力の向上を目指すのではなく、一人ひとりの心身ともに成長に重点を置くことや、下3行目に書いておりますように、「する・見る・支える・知る」のスポーツとの多様なかかわりを楽しむことや、スポーツの意義や価値観に触れることで豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育む」ことがあまっ子の体力向上を目指す事としています。4ページに目的・それにたどり着くための目標を記入しております。その目標(1)環境整備(2)運動の日常化(3)運動機会の確保と運動習慣の確立(4)運動意欲の向上と体力・運動能力の向上を目指す事で、10ページに記入してありますように、5尼崎市の体力の実態調査を実施します。(1)新体力テストの全校実施 オ 新体力テスト8種目が兵庫県の平均近づく事につながると考えています。5ページに戻ってください。体育保健体育授業、体育的行事の充実として、令和3年度につきましては、各学校の実態に応じた取り組みを展開していきます。(1)教員の指導力向上に向けての取組として、小学校に運動指導員を派遣し、新体力テストの実施補助、授業力向上・小中の9年間を見通した体育授業の構築のための小中体育の研究授業の交流、連携・小中合同の実技研修・伝達研修等を行いたいと考えております。6ページをご覧ください。(2)体力向上部会の充実ということで、

参加校を増やす事や校内での取り組みを広げる事、(3)リズムジャンプを広げる研修会を実施していきます。7ページをご覧ください。学校における運動の日常化のための対応例として、令和2年度の各学校で実施された取り組みを例示させていただいております。それらの取組から各学校で令和3年度の取り組みをしていくようになります。8ページをご覧ください。中学校における部活動の充実について記入しております。学校現場と中体連・市教委が連携して対応していきます。9ページには、4学校体育と社会体育の連携による運動機会の確保を目指しての取り組みを記入しております。10ページをご覧ください。5尼崎市の体力実態調査として、令和2年度はコロナで実施できなかったのですが、来年度は、新体力テストと意識調査を全校小3から中3まで実施していきます。11ページから16ページに参考資料を載せております。11ページから13ページは、新体力テストの実態を、14ページには、発育発達段階の特徴とそれに応じた運動について載せております。そこにも示しておりますように、子どもの発達発育には個人差がある事を大前提として、体を鍛えるだけでなく、気持ちや心を大切に、楽しく運動をさせ、スポーツ障害を起こすことなく個々の成長に応じた対応を行い生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続していこうとする資質・能力の育成につながるようにしていきます。15ページから16ページには、市が進めております、リズムジャンプの内容や効果・効用を記入し、動画でも見られるように示しております。その取り組みを市内に広げていくよう部会や研修会を進めていきます。また、このプランは尼崎市全体の事ですので、このプランを基に各学校独自の体力向上の推進計画を提出してもらい、その計画が実行できるように市教委が支援をしていきます。そしてその取り組みを検証していきながら令和4年度に向けて、あまっ子体力向上プラン・各学校の推進計画をより良きものにしていくよう進めていきます。最初にも説明しましたように、小中にスポットを当てた取り組みであります。今年度はコロナで十分な対応ができておりませんでした。令和3年度につきましては、教育における知・徳・体の「体」に関して各学校が組織的な継続的な取り組みと小中の義務教育の9年間がつながるように対応していきます。令和3年度の新体力テストや意識調査の分析、体力向上に向けた様々な取り組みを兵庫教育大学と連携して検証し、各学校の取り組みをより効果的で充実したものになるようプランを修正していきます。以上で令和3年度版の「あまっ子体力向上プラン」の説明を終わります。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 宿題として、体力の宿題はあるのか。

事務局参与 今年度はコロナ禍の中ではありましたが、各学校が家庭でできる運動を示しました。次年度も各学校において、家庭でできる運動課題を出させようと計画をしています。

仲島委員 子どもの体力は、本来は遊びの中でついていくものと思う。体育の先生自身も昔に自分が受けた授業をそのまま展開している先生が多い。授業のマラソンでも子どもたちが楽しめるような方法を研究する等、体育の発想を変えても良いと思う。後、14ページのアの小学生の特徴欄で、様々な運動を体験させ「正確な動きを作ること」が

大切と書いてあるが、「様々な運動を体験させ」正確な動きを作ることが大切。とすべきだと思います。なぜかと言うと、イ「心身の発達の特徴と年齢ステージ」で書いておるとおり、小学校期、特に低中学年は神経系が発達する時期なので、無駄な動きも含めて多様な動きづくりをさせることが大事であると思います。

事務局参与 委員ご指摘のとおり、様々な体験をすることをメインとしておりますので、修正します。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。次に、日程第3「協議・報告」の「尼崎市立図書館基本的運営方針の策定について」を議題とします。説明を求めます。安福中央図書館長。

中央図書館長 中央図書館長でございます。尼崎市立図書館基本的運営方針についてご報告いたします。図書館では、今年度、「尼崎市立図書館基本的運営方針」を作成いたしました。10月の教育委員会で経過を報告させていただきましたが、その後、社会教育委員会、ボランティア連絡会、市民ワークショップ、ユース交流センターでのアンケート、市政アンケートなどで多くの意見をいただきました。主な内容としては、図書の充実や他機関との連携への期待、レファレンスサービスの充実、新たな交流場所としての図書館設置など、本市図書館が考える方針が目指す内容を後押しいただいたものがほとんどでした。ご意見を受けて、その方向を明確にするために一部追記いたしました。A3資料、方針の概要版で説明させていただきます。目指す図書館像、方針の3つの柱一番左、「市民や地域に元気を与える図書館」の具体的な取組の一番下の欄、参考図書の充実の後ろ、「旧聖トマス大学図書館蔵書の有効活用」を加えました。聖トマス大学からご寄付いただいた25万冊の蔵書のうち貴重な資料を市民の学びに還元する方策を検討いたします。その横欄方針「子ども・若者が本に親しみ「生きる力」を育む図書館」の取組の下から2つ目、ボランティアと協働した事業の拡充に（配本所を含む）を追記しました。図書館だけでなく積極的に外に出て生涯学習プラザなどでも読書推進事業を展開していくという方針を明確にいたしました。次に下欄の方針「生涯にわたり学習と交流の機会を提供する図書館」の具体的な取組に「障がい者サービスの充実」を加えました。障がい者サービスについては、従来から行っており引き続き実施していきますが、今回の方針にも記載し、今後の取組を確認するものです。以上「尼崎市立図書館基本的運営方針」についての報告は終わります。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

磯田委員 JRより南側に配本所の数が少ないと思うが、今後整備する考えはあるか。

中央図書館長 南部につきましては、中央図書館と大庄南生涯学習プラザと中央南生涯学習プラザがございます。配本所については、図書館独自で設置することが出来ませんので、公

共施設において配本サービスが可能であることを検討することになります。なお、各地区1箇所以上は設置するようにしております。

磯田委員 杭瀬エリアは、昔、学習館があったが、それがなくなり、JR 尼崎か阪神尼崎方面へ行かないといけない。例えば、既存の施設や学校との連携なども検討してほしい。

中央図書館長 学校との連携については、他都市の事例等を参考に検証してまいります。

太田垣委員 図書の充実とあるが、市民が意見する場があるのか。

中央図書館長 リクエストできる個票がございまして、選書の参考にしております。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。中島企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。「教育委員会3月定例会報告事項」について、ご報告いたします。お手元の資料、207ページをお開き願います。まず、総務関係でございます。2月市議会定例会につきましては、会期が2月22日から3月23日までであり、このうち2月26日に文教委員会が、3月5日及び8日には代表質疑が、3月9日には予算特別委員会における文教分科会が、3月16日から17日にかけて総括質疑がございました。代表質疑及び総括質疑では、「ICT教育を推進するための課題とその対応について」や「給食費の公会計化のメリット・デメリット」、「児童生徒への性暴力、性犯罪に対する対応方法」、「今後の尼崎市のインクルーシブ教育について」などがあり、代表質疑で35問、総括質疑で82問ございました。教育委員会3月臨時会につきましては、3月9日及び12日、18日に開催されました。次に、学校教育関係でございます。3月10日と3月18日に、2月及び3月の教育委員会臨時会の平場でご報告致しました、大阪体育大学、兵庫教育大学との間で、それぞれ連携協定を締結しました。続いて、社会教育関係でございます。3月10日に第3回尼崎市文化財保護審議会があり、先程、議決頂きました2件の文化財を指定候補物件とする旨の答申が出されました。最後に、4月の主要行事予定表でございますが、4月1日に辞令交付式が、4月5日に教育委員会始業式がございます。学校園の入園式及び入学式につきましては、4月7日に成良中学校琴城分校、4月8日に小学校及び尼崎高等学校、尼崎双星高等学校、特別支援学校高等部、4月9日に中学校及び琴ノ浦高等学校、特別支援学校小・中学部、4月12日に幼稚園で行われます。教育委員会については、4月12日15時30分から第1回教育委員協議会を、4月26日15時30分から4月教育委員会定例会を開催いたします。報告は、以上でございます。

松本教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

松本教育長            質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。ここで、職員の入替えを行います。また、ここからは非公開といたしますので、傍聴の方はご退席願います。

~~~~~以下 議事の概要は非公開とする~~~~~

(「議案第27号」の内容については、職員課が別途作成)

松本教育長            以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。  
これをもちまして、尼崎市教育委員会3月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会3月定例会の議事の全部を終了したので、午後6時17分、教育長は閉会を宣した。